**令和6年度姫路市観光産業育成事業補助金【公募要領】**

【第Ⅰ期】

公募開始 ： 令和 6年 4月16日（火）

受付締切 ： 令和 6年 6月17日（月）17：00

事業期間 ： 採択決定日～令和7年2月28日（金）

**※採択総額が予算額に達した場合、第Ⅱ期の公募はいたしません。**

【第Ⅱ期】

公募開始 ： 令和6年 8月 1日（木）

受付締切 ： 令和6年 8月30日（金）17：00

事業期間 ： 採択決定日～令和7年2月28日（金）

◇ 申請は、Eメールにて行ってください。

申請用Eメール：oubo2023@himeji-kanko.jp

（本公募のお問い合わせ先）

◇ 公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー

TEL：079-222-2285

◇ 問い合わせの対応時間は、9：00～17：00（平日）となります。

本公募要領及び以下のWebサイト掲載情報（随時更新します）を

ご確認いただいたうえで、ご不明な点があればお問い合わせください。



（WebサイトURL）<https://www.himeji-kanko.jp/news/119>

**令和6年4月16日（第1報）**

**公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー**

【目 次】

Ⅰ．本事業の目的と流れ

1．本事業の目的················································ 3

2．本事業の流れ················································ 3

3. スケジュール（予定）········································· 4

Ⅱ．公募について

1. 公募要件···················································· 4

(1) 観光産業活性化重点支援事業

 (2) 快適観光施設改修事業

(3) 観光客誘客・広報宣伝事業

2．申請手続　·················································· 5

（1）公募開始時期及び締切（第Ⅰ期）

 （2）申請手続き

 (3) 提出様式

Ⅲ．審査について··················································· 6

　　　　　Ⅳ．補助対象事業について

1．補助対象事業················································ 7

　　(1) 観光産業活性化重点支援事業 ·········· 7

(2) 快適観光施設改修事業················· 8

(3) 観光客誘客・広報宣伝事業············· 9

Ⅴ．想定される補助対象経費・補助対象外経費（一例）················· 10

(1) 観光産業活性化重点支援事業 ·········· 10

(2) 快適観光施設改修事業················· 11

(3) 観光客誘客・広報宣伝事業············· 12

Ⅵ．その他、重要事項（申請にあたっての注意事項等）·················· 13-15

Ⅰ．本事業の目的と流れ

**１．本事業の目的**

姫路市観光産業育成事業（以下「本事業」という。）は、新型コロナウイルスの影響を乗り越え、大阪関西万博2025や瀬戸内国際芸術祭2025等のビックイベントを契機とした更なる誘客に向けて、観光課題の解決及び観光資源の魅力向上、並びに受入環境の充実に寄与する市内の観光関連事業者等の取組みを支援することで、地域全体の魅力及び収益力の向上を図ることを目的とします。

上記の目的のもと、本事業における公募において採択された計画に基づいて実施される、

「Ⅳ－1．補助対象事業」に掲げる事業に係る経費の一部を支援します。

**２．本事業の流れ**

 本事業の大まかな流れは以下のとおりです。

交付申請～交付決定

補助事業実施～完了

完了実績報告～補助金交付

1. **交付申請～交付決定**

本事業の支援を希望する事業者及び団体は、補助事業の内容を具体化した交付申請書を、公

益社団法人姫路観光コンベンションビューロー「以下「当ビューロー」という。」に提出します。

当ビューローは、申請された補助事業者の承認審査を行い、承認された事業者及び団体に対し、

必要な調整を行ったうえで、交付決定を行います。

**（2）補助事業実施～完了**

交付決定を受けた補助事業者は、補助事業を開始し、実施期限までに代金の支払い等を含め補助事業を完了させます。

**（3）完了実績報告～補助金交付**

補助事業の完了後、各補助事業者は、完了実績報告書を当ビューローに提出します。提出された完了実績報告書に基づいて確定検査（交付された補助金と補助事業者より提出された証憑類の整合性確認や補助金使用用途についての疑義確認等を含む）を行い、補助金の額を確定した後、各補助事業者に通知します。その後、補助事業者が、確定された補助金の額に基づいて請求書を発行し、当ビューローが補助事業者に対して補助金を交付します。

なお、当ビューローは、必要に応じて、補助金の執行状況を把握するため中間検査（確定検査前に書類の整合性等確認する検査）や実地検査（備品の確認や工事状況の確認、実証事業の実施状況の実査等を行う検査）を実施します。

**３．スケジュール（予定）**

【第Ⅰ期】

[令和6年～]

・4月16日（火）公募開始（第Ⅰ期）

・6月17日（月）17：00　受付締切

・7月上中旬　審査

・7月下旬　第Ⅰ期採択結果公表

・採択決定日～令和7年2月28日（金）

※採択総額が予算額に達した場合、第Ⅱ期の公募はいたしません。

【第Ⅱ期】

公募開始 ： 令和6年 8月 1日（木）

受付締切 ： 令和6年 8月30日（金）17：00

事業期間 ： 採択決定日～令和7年2月28日（金）

※完了実績報告は令和7年3月17日（月）17時まで

※第Ⅱ期の審査、及び採択結果公表の時期については別途ご案内します。※採択総額が予算額に達した場合、第Ⅱ期の公募はいたしません。

Ⅱ．公募について

**１．公募要件**

本公募に申請できる者・団体（以下「申請者」という。）は、下記の(1)～(3)の事業区分により異なります。

|  |
| --- |
| 1. 観光産業活性化重点支援事業
 |
| ・観光分野の事業者5者以上から構成される共同事業体・観光分野の事業者5者以上から構成される団体（協議会、NPO、公益法人等）※事業実施エリアは姫路市を中心とし、姫路市に所在する事業者が過半数を占めることとします。※広域での取り組みも可としますが、姫路市域での経済効果に寄与する事業であることを重視します。 |
| (2) 快適観光施設改修事業(3) 観光客誘客・広報宣伝事業 |
| ・姫路市内に事業拠点を有する民間事業者、団体、それらを主な構成員とする協議会等の団体 |

※［(1)(2)(3)］において、宿泊事業者の場合、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第３条第１項に規定する許可を受けた者とします。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第122号）第２条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除きます。

**２．申請手続**

本公募にあたり、申請者はE-mailでの申請を行う必要があります。

公募開始及び締切、申請手続きに係る事項は、以下のとおりです。

（1）公募開始時期及び締切（第Ⅰ期）

 　　　公募開始 ： 令和6年 4月16日（火）

受付締切 ： 令和 6年 6月17日（月）17：00

（第Ⅱ期）　※採択総額が予算額に達した場合、第Ⅱ期の公募はいたしません。

公募開始 ： 令和 6年 8月 1日（木）

受付締切 ： 令和6年 8月30日（金）17：00

（2）申請手続き

申請用Eメール：oubo2023@himeji-kanko.jp

（3）提出様式

* 1. 補助金交付申請書（様式第1）
	2. 交付申請補助金額（様式第2）　　 同一のExcel
	3. 補助対象経費積算表（様式第3）
	4. 補助対象事業概要及び事業実施体制（様式第4）※Excel版・Word版・PowerPoint版あり
	5. 暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式第5）　※Word版
	6. 事業の概要資料（企画書）　※任意の様式

　※施設改修の場合は、改修内容が分かるレイアウト図含む

* 1. 事業証明書

　ア）法人の場合：登記事項証明書等

イ）個人事業主の場合：納税証明書等、行政機関が発行した事業に関する許認可証等

（個人事業の開業届出書等）

ウ）任意団体の場合：代表者、団体の目的、組織、運営、事業内容、事務局の組織及び

所在地を明らかにする規約、規則等

* 1. 経費の見積書（2社以上）　　※任意の様式
	2. 業者選定理由書（※2社以上の見積書がない場合提出が必要）　※任意の様式
	3. 旅館業営業許可書の写し / 飲食店の営業許可証　　※事業形態に応じて提出
	4. 施設所有者と運営委託契約を証明できる書類（賃貸者契約書等）

 ※申請者である施設所有者と運営者が同一の場合を除く

Ⅲ．審査について

申請については、以下の項目及び基準により評価を行い、審査します。また、審査においては、消費額の増加、取組みの新規性、独自性、地域の多様な事業者との連携による効果、持続可能性の観点等も踏まえて総合的に評価を行い、採択の可否を判断します。

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | 基準 |
| DMOの取組方針、事業計画等との一貫性 | 下記の計画等との整合性が取れており、コンセプト・ターゲット等を明確にした事業内容となっているか。・DMO形成確立計画　<https://www.himeji-kanko.jp/dmo/#sec02>・令和6年度事業計画　　<https://www.himeji-kanko.jp/pdf/bureau/keikaku.pdf>・姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」　　<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000015166.html>・姫路市観光戦略プラン<https://www.city.himeji.lg.jp/kanko/cmsfiles/contents/0000020/20656/plan.pdf> |
| 事業内容の優位性 | 観光客の誘客・受入の基盤があり、観光課題の解決に寄与する内容になっているか・ハード・ソフト面において付加価値を高め、消費額を押し上げる取り組み（高付加価値な観光地域づくりに寄与する事業）・滞在時間の増大、滞在価値の向上、再訪の促進、利用者満足度の向上・地域への誘客効果の創出・生産性の向上等につながる事業内容となっているか |
| 事業実施による効果 | ・事業実施にあたり、KPIが設定され、期待される効果が明文化されているか・姫路市の経済効果に寄与する事業か |
| 事業の持続性 | (1)観光産業活性化重点支援事業においては、4年目以降、自立した事業継続が見込める内容になっているか。 |

Ⅳ．補助対象事業について

１．補助対象事業

補助対象となる事業及び事業区分の概要は以下のとおりです。

1. **観光産業活性化重点支援事業**

※最大3カ年の支援を想定しています。3カ年計画を策定し、4年目からは自立した事業継続が見込める事業内容であることを重視します。

※補助金は初年度1,000万円、2年目は初年度の50%、3年目は初年度の30%を上限をとします。

（2年目以降は当該年度の予算成立を前提とします）

　　　　※年度ごとに完了実績報告及び翌年度以降の事業計画を含めた補助金交付申請は必要です。

　　　　※1つの申請にあたり、複数の区分（ア～オ）を選択してもかまいません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象事業・区分 | 補助率 | 補助上限額 |
| **ア）面的連携による市内周遊促進事業**※コンセプトが明確であり、複数の観光資源を結ぶ広域的な連携及び多様な関係者による取組みであることを重視します。※持続可能な事業となるよう、外部アドバイザーや有識者等を活用し、効果的な事業展開や事業検証を行うことを重視します。**イ）魅力的な体験コンテンツ・現地ツアーの造成事業**※当地ならではの魅力のある観光コンテンツ・旅行商品の企画造成から、販売に係る流通整備（プロモーション含む）までが一貫した事業であることを重視します。※新規性、市場やターゲットを明確にした特別感や希少性の高いもの**ウ）魅力ある観光土産品の開発支援事業**※姫路市の魅力を高める土産物の充実を図ることを通して、当地の魅力向上の一助となる取組みであることを重視します。**エ）満足度を向上させる受入環境整備事業**※次のa)-d)のいずれかの取組みが含まれ、観光客の受入環境整備について面的な取組みであることを重視します。**a)情報環境の改善・向上させる取組み****b)移動の快適化・利便性向上させる取組み****c)滞在時の快適性を向上させる取組み****d)人材育成、観光事業者の生産性を向上させる取組み****オ）持続可能な観光地域づくりに資する事業**※次のa)-c)のいずれかの取組みが含まれ、観光客の受入環境整備について面的な取組みであることを重視します。**a)補助事業者自らが主体となった観光サービスの高付加価値化・観光消費の拡大に向けた取組み****b)新たな発想やビジネスの手法を用いた地域課題の解決に向けた取組み****c)さまざまな組織・事業者が連携し、地域で横断的にマーケティン****グデータの収集・分析及び活用ができるDXやIoTの構築** | 10/10 | 1,000万円 |
| 補助対象事業の具体例 |
| ＜ア＞・二次交通（定期観光バス、乗り合いバス、観光タクシー、フェリー等）の実証運行・企画乗車券や周遊パス等の実証実験　　　・IoTやDXを活用した周遊促進の実証事業・スタンプラリー、フォトコンテスト、グルメパスポート、周遊イベント等の開催　・フォトスポット創出（光の演出、インスタレーション等）　・ユニバーサルツーリズムの推進　＜イ＞　・高付加価値化体験コンテンツや現地ツアーの商品化　　　　＜ウ＞　・姫路土産の新規開発　　　　　　・テーマに特化した土産物の開発＜エ＞・交通網の包括的な情報提供、街歩き情報・環境の充実、言語対応サービス環境の整備、地域（施設）全体での決済環境の導入、観光地域づくり人材育成等 |

**⑵　快適観光施設改修事業**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象事業・区分 | 補助率 | 補助上限額 |
| **ア）高齢者・障害者等が快適に施設を利用できるバリアフリー化等****イ）観光客受入のため外部からの誘客促進、満足度の向上による****リピーター創出、施設機能を高める改修・整備等**※各施設１申請（アかイのいずれか）のみ申請することができます。※観光施設は、民間施設・飲食店・土産店等を指します。　※1※1）用語については、姫路市観光産業育成事業補助金交付要綱第３条（定義）のとおりとする。 | 1/2 | 100万円 |
| 補助対象事業の具体例 |
| ＜ア＞・観光拠点となる観光施設のバリアフリー化改修＜イ＞・外部からの誘客効果を高めるための外観改修　　・洋式トイレへの改修　・空調設備の機能改善・イートインスペースやテイクアウトコーナーの設置　・内装の改修　　　・厨房機器の機能改善・庭や遊歩道、塀、ウッドデッキ、駐車場、案内看板等の改修 |

**⑶　観光客誘客・広報宣伝事業**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象事業・区分 | 補助率 | 補助上限額 |
| **ア）受入体制整備・おもてなし向上に資する事業****イ）外国人観光客受入環境整備に資する事業****ウ）観光商品開発・販路開拓に資する事業****エ）観光客誘客イベントの実施****オ）海外の旅行博、展示会、商談会等でのプロモーション****※**施設毎に複数の申請（ア～オ）を行うことができます。 | 1/2 | 50万円 |
| 補助対象事業の具体例 |
| ＜ア＞・HPやSNSの新規開設、既存広報媒体の機能高度化　　・看板等の案内表示の改善・従業員のスキルアップ研修等（接遇研修、実地研修、外部講師を招いての講習会等）＜イ＞・案内看板の多言語化、キャッシュレス決済導入、店舗メニューの多言語化、ＨＰ(SNS)やパンフレットの多言語化、「ベジタリアン/ムスリム/ヴィーガン」などの飲食メニュー開発等＜ウ＞・新たな着地型体験コンテンツの企画造成、既存体験コンテンツの高付加価値化（ブラッシュアップ）、OTA連携による販路拡大、名物料理や土産物の開発、EC機能による販路拡大等＜エ＞・姫路の食、自然、歴史、文化、伝統工芸、芸能等のテーマに特化した誘客イベントの開催等＜オ＞　・姫路市の観光ＰＲに寄与する海外で開催の旅行博、展示会、商談会等への出展 |

Ⅴ．想定される補助対象経費・補助対象外経費（一例）

補助対象経費は、以下を想定しています。

1. **観光産業活性化重点支援事業**

|  |  |
| --- | --- |
| 概要 | 内容・補助率・補助上限 |
| **補助対象となる経費**右の①～③の条件を全て満たすものを対象とします。 | [Ⅳ-1-(1)-ア）～エ）］のいずれかの事業で（複数選択可）、補助事業者が課題と考える点を解決する方法として立案した事業について、各種実証事業やプロモーション等に係る経費が対象となります（プロモーションに係る経費は事業費の30%以内）。最終的には、自立し継続性のある事業推進を期待するもので、効果検証ができ、その成果を活用できる事業に係る経費を対象とします。① 使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費1. 補助金交付決定以降の契約・発注により発生した経費
2. 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費

補助率：10/10 補助上限：1,000万円 |
| **補助対象とならない****経費** | ・法令又は条例等において義務化されている設備等の導入に係る工事費・補助事業者の経常的な経費（補助事業以外の人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）・計画作成時のコンサルティング費用等を捻出するものと疑われる費用・予備部品等の購入費用・姫路市が助成する他の制度（補助金等）と重複する事業・恒久的な施設の設置、用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費・コミュニティファンド等への初期投資、出資金・応募主体における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）・親睦会に係る経費・振込手数料、収入印紙を含めた公租公課・その他、本事業と無関係と思われる経費※本事業に必要となるアルバイト等の経費は、補助対象経費とします。 |

1. **快適観光施設改修事業**

観光旅行者の利用に供される施設であって、すでに観光施設を営んでいる施設か、改修後に 補助事業者によって運営を行われることが担保されている施設が対象となります。

単なる老朽修繕ではない、観光旅行者が訪れる土産店や飲食店などの高付加価値化に資する改修が対象となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 概要 | 内容 補助率・補助上限 |
| **補助対象となる経費**右の①～③の条件を全て満たすものを対象とします。 | ※各施設１申請（Ⅳ-1-(2)-ア）～イ）のいずれか）のみ申請することができます。※観光施設は、民間施設・飲食店・土産店等を指します。改修工事費、設計費、附帯工事費等建築物及び建築物に附属する工作物を中心とした改修としますが、建築物に附属しない「塀・フェンス・生垣・サイン看板・駐車場・庭園・散策路・建築物からの通路等」の改修も対象とします。① 使用目的が補助事業の遂行に必要な ものと明確に特定できる経費② 補助金交付決定以降の契約・発注により発生した経費1. 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費

補助率：1/2 補助上限：100万円 |
| **補助対象とならない****経費**故障、老朽化等対応するための修理修繕、代替更新のみに要する経費、可搬性のある設備の購入や設置に要する経費は補助対象となりません。 | ・法令又は条例等において義務化されている設備等の導入に係る工事費・補助事業者の経常的な経費（補助事業以外にかかる人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）・建築基準法等に定められた法定検査費用等・補助事業以外での使用が想定される可搬性のある設備・補助対象となる建造物、建屋の改修が許されない文化財である場合・事業実施に際しての地質調査等を目的とした掘削、ボーリング作業・計画作成時のコンサルティング費用等を捻出するものと疑われる費用・予備部品等の購入費用・姫路市が助成する他の制度（補助金等）と重複する事業・恒久的な施設の設置、用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費・コミュニティファンド等への初期投資、出資金・応募主体における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）・親睦会に係る経費　　・振込手数料、収入印紙を含めた公租公課・その他事業と無関係と思われる経費※本事業に必要となるアルバイト等の経費は、補助対象経費とします。 |

1. **観光客誘客・広報宣伝事業**

|  |  |
| --- | --- |
| 概要 | 内容・補助率・補助上限 |
| **補助対象となる経費**右の①～③の条件を全て満たすものを対象とします。 | 施設毎に、[Ⅳ-1-(3)-ア）～オ）］の複数の事業を申請することが可能です。1. 使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
2. 補助金交付決定以降の契約・発注により発生した経費
3. 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費

補助率：1/2 補助上限：50万円 |
| **補助対象とならない****経費** | ・法令又は条例等において義務化されている設備等の導入に係る工事費・補助事業者の経常的な経費（補助事業以外にかかる人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）・計画作成時のコンサルティング費用等を捻出するものと疑われる費用・予備部品等の購入費用・姫路市が助成する他の制度（補助金等）と重複する事業・恒久的な施設の設置、用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費・コミュニティファンド等への初期投資、出資金・応募主体における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）・親睦会に係る経費・振込手数料、収入印紙を含めた公租公課・その他、本事業と無関係と思われる経費※本事業に必要となるアルバイト等の経費は、補助対象経費とします。 |

Ⅵ．その他、重要事項（申請にあたっての注意事項等）

本事業に係る重要説明事項を以下のとおりご案内しますので、必ずご確認いただき、ご理解のうえ申請をお願いいたします。

1. **公募の趣旨をご理解いただき、ご申請ください。**

本事業は、新型コロナウイルスの影響を乗り越え、観光課題の解決や観光資源の魅力向上、並びに受入環境の充実に寄与する市内の観光関連事業者等の取組みを支援することで、地域全体の魅力及び収益力の向上を図ることを目的とします。これらの目的のもと、「Ⅳ－1．補助対象事業」に掲げる事業に係る経費の一部を支援します。

**2．補助事業の内容等を変更する際は、事前の承認が必要です。**

交付決定後に生じた事情により、当初に計画した事業内容等の変更（軽微な変更を除く） を希望する場合、あらかじめ（発注・契約前に）所定の「変更申請書」を当ビューローに提出し、承認を得なければなりません。（内容によって、変更が認められない場合もあります）。必要な手続きを行なわなかった場合、交付決定した事業内容等と異なると判断される内容等については、補助対象となりませんのでご留意ください。なお、事業を中止または廃止しようとする場合も、当ビューローへの変更申請手続きが必要です。

**3．定められた期日までに完了実績報告を行なわないと、補助金は交付されません。**

補助事業が完了した時又は補助対象期間が終了した時のいずれか早い方の日付から15日以内に、補助事業で取り組んだ内容および清算内容のわかる証憑等を取りまとめ、完了実績報告として提出してください。期日までに完了実績報告が確認されなかった場合、補助金交付決定を受けていても、補助金が交付されませんので、ご留意ください。

**4. 補助金交付決定額は、応募時の補助金交付申請額より減額となる場合があります。**

　　　補助金の交付決定額等については、補助金交付申請書の内容を精査の上、交付決定通知書により正式に決定、通知します。通知する補助金交付決定額は、応募時の補助金交付申請額より減額となる場合がありますので、ご留意ください。

**5**．**補助金交付決定額は、最終的な補助金交付額を約束するものではありません。**

完了実績報告検査において、補助対象外経費が含まれていることが判明した場合、当該支出を除いた金額を算出した結果、「補助金交付決定通知書」に記載の交付決定金額より減額して交付されることがあります。なお、実際に支出した補助対象経費が当初の予定を超えた場合、同交付決定金額より増額して交付することはできません。

**6．反社会的勢力の排除**

次の①から④に掲げるいずれかに該当することが判明した場合は、採択が取消となる可能性があります。

1. 法人等（個人又は法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行

為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき

1. 法人等の役員等（個人である場合はその者をいう。以下同じ。）が、自己、自社も

しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

1. 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を

供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

1. 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

**7．補助事業関係書類は、事業終了後５年間保存しなければなりません。**

補助事業者は、補助事業に関係する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了する日の属する年度の終了後５年間、当ビューローから求めがあった際、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。この期間に、検査等が実施される可能性もあり、補助金を受けた者の義務として応じる必要があります。また、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、従わなければなりません。

**8．姫路市が助成する他の制度と重複する事業は、補助対象となりません。**

同一内容の事業において、姫路市より別途補助金が支給されている、または支給されることが確定している場合、本公募の補助対象となりませんので、ご留意ください。なお、後日、その事実が判明した場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。　ただし、国又は都道府県等の実施する他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りでありません。

**9．補助対象経費における消費税の扱いについて**

税制上、補助金は消費税（地方消費税を含む。以下同じ）の課税対象となる売上収入

ではなく、特定収入となり、課税事業者である補助対象者に消費税を含む補助金が交付

された場合、当該補助対象者が消費税の確定申告を行うことで、補助事業に係る課税仕

入れに伴う消費税の還付金が発生するため、この還付と補助金交付が重複しないよう、

原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。ただし、以下に掲げる

補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税を補助

対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者

② 免税事業者である補助事業者

③ 簡易課税事業者である補助事業者

④ 国又は地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、

消費税法別表第３に掲げる法人である補助対象者

⑤ 国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として事業を行う補助対象者

⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後

の返還を選択する補助事業者

**10．本事業で取得した個人情報の管理**

本事業への申請に係る提出書類等や伴走支援等により取得した個人情報および経営情報は、以下の目的以外に利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます）。

・本事業における審査、選考、事業管理のため。

・補助事業の適正な執行のために必要な事務連絡、資料送付、効果分析等のため。

**11．その他**

本公募要領、交付規程、各種手引や特設ｗｅｂサイト等に案内のない細部について

は、当ビューローの指示に従うこととします。

なお、本公募要領は、適宜更新します。